

○防衛省告示第百八十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還及び共同使用が令和六年八月二日次のとおり決定された。

令和六年八月六日

防衛大臣臨時代理

国务大臣 林 芳正

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇七三	札幌駐屯地	札幌市	国有	建物…約二〇平方メートル 令和六年六月六日
六〇一一	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡金武町	国有	土地…約二七〇平方メートル

民有 土地…約四、四〇〇平方メートル

国有 工作物…舗床等

令和六年四月三十日

◎共同使用

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

五〇三六 庵崎貯油所 佐世保市 国有 土地…約二九、〇〇〇平方メートル

九州防衛局が測量等調査工事を実施するため共同使用する。

使用期間…測量等調査工事完了の日まで